

別表第3 居宅訪問型保育事業（保育認定）

地域区分	認定区分	保育必要量区分	基本分単価	処遇改善等加算	資格保有者加算		休日保育加算	
					処遇改善等加算	処遇改善等加算		
20/100地域	3号	保育標準時間認定	496,270 +	4,960 × 加算率	22,660 +	220 × 加算率	19,540 +	190 × 加算率
	3号	保育短時間認定	440,770 +	4,400 × 加算率				
16/100地域	3号	保育標準時間認定	482,960 +	4,820 × 加算率	21,900 +	210 × 加算率	18,900 +	180 × 加算率
	3号	保育短時間認定	427,460 +	4,270 × 加算率				
15/100地域	3号	保育標準時間認定	479,630 +	4,790 × 加算率	21,720 +	210 × 加算率	18,730 +	180 × 加算率
	3号	保育短時間認定	424,130 +	4,240 × 加算率				
12/100地域	3号	保育標準時間認定	469,660 +	4,690 × 加算率	21,150 +	210 × 加算率	18,250 +	180 × 加算率
	3号	保育短時間認定	414,160 +	4,140 × 加算率				
10/100地域	3号	保育標準時間認定	463,000 +	4,630 × 加算率	20,770 +	200 × 加算率	17,920 +	170 × 加算率
	3号	保育短時間認定	407,500 +	4,070 × 加算率				
6/100地域	3号	保育標準時間認定	449,700 +	4,490 × 加算率	20,020 +	200 × 加算率	17,220 +	170 × 加算率
	3号	保育短時間認定	394,200 +	3,940 × 加算率				
3/100地域	3号	保育標準時間認定	439,720 +	4,390 × 加算率	19,450 +	190 × 加算率	16,740 +	160 × 加算率
	3号	保育短時間認定	384,220 +	3,840 × 加算率				
その他地域	3号	保育標準時間認定	429,740 +	4,290 × 加算率	18,880 +	180 × 加算率	16,250 +	160 × 加算率
	3号	保育短時間認定	374,240 +	3,740 × 加算率				

地域区分	認定区分	保育必要量区分	夜間保育加算		連携施設加算		特定の日に保育を行わない場合
			処遇改善等加算		障害・疾病のある子どもを保育する場合	それ以外の場合	
20/100地域	3号	保育標準時間認定	+	45,150	+	450 × 加算率	(+ + +) × 8/100 × 事業を行わない適当り日数
	3号	保育短時間認定					(+ + +) × 7/100 × 事業を行わない適当り日数
16/100地域	3号	保育標準時間認定	+	43,750	+	430 × 加算率	(+ + +) × 8/100 × 事業を行わない適当り日数
	3号	保育短時間認定					(+ + +) × 7/100 × 事業を行わない適当り日数
15/100地域	3号	保育標準時間認定	+	43,400	+	430 × 加算率	(+ + +) × 8/100 × 事業を行わない適当り日数
	3号	保育短時間認定					(+ + +) × 7/100 × 事業を行わない適当り日数
12/100地域	3号	保育標準時間認定	+	42,170	+	420 × 加算率	(+ + +) × 8/100 × 事業を行わない適当り日数
	3号	保育短時間認定					(+ + +) × 7/100 × 事業を行わない適当り日数
10/100地域	3号	保育標準時間認定	+	41,470	+	410 × 加算率	(+ + +) × 8/100 × 事業を行わない適当り日数
	3号	保育短時間認定					(+ + +) × 7/100 × 事業を行わない適当り日数
6/100地域	3号	保育標準時間認定	+	39,900	+	390 × 加算率	(+ + +) × 8/100 × 事業を行わない適当り日数
	3号	保育短時間認定					(+ + +) × 7/100 × 事業を行わない適当り日数
3/100地域	3号	保育標準時間認定	+	38,850	+	380 × 加算率	(+ + +) × 9/100 × 事業を行わない適当り日数
	3号	保育短時間認定					(+ + +) × 8/100 × 事業を行わない適当り日数
その他地域	3号	保育標準時間認定	+	37,620	+	370 × 加算率	(+ + +) × 9/100 × 事業を行わない適当り日数
	3号	保育短時間認定					(+ + +) × 8/100 × 事業を行わない適当り日数
						42,770	24,680

処遇改善等加算	A：処遇改善等加算 -	1 各月初日の利用子どもの単価に加算 2 A若しくはBのいずれかとする
	48,860 ÷ 各月初日の利用子ども数	
	B：処遇改善等加算 -	
	6,110 ÷ 各月初日の利用子ども数	

第三者評価受審加算	150,000	3月初日の利用子どもの単価に加算
-----------	---------	------------------